

○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行条例

平成二十六年十二月二十四日

福島県条例第九十二号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二七条例一一三・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- 五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- 六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

(平二七条例一一三・追加、令六条例五・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(平二七条例一一三・追加)

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

- 2 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 知事又は教育委員会は、別表第二の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平二七条例一一三・追加、平二八条例六七・令六条例五・一部改正)

(特定個人情報保護評価に関する合議制の機関)

第五条 特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号)第七条第四項の個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関は、福島県個人情報保護審査会とする。

- 2 前項の合議制の機関は、必要があると認めるときは、情報通信技術に関し専門的知識を有する者その他適当と認める者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(平二七条例一一三・旧第二条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一 (第四条関係)

(令二条例四八・全改、令五条例一〇・一部改正)

| 執行機関 | 事務 |
|------|---|
| 知事 | 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務 |

| | |
|-------|---|
| | <p>であって規則で定めるもの</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの</p> <p>三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの</p> <p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの</p> <p>五 生活に困窮する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）に対する保護のための措置に関する事務（昭和二十九年五月八日社発第三八二号）であって規則で定めるもの</p> |
| 教育委員会 | <p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p> <p>三 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p> <p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの</p> <p>五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定に</p> |

| | |
|--|---|
| | より知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる奨学給付金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの |
|--|---|

別表第二（第四条関係）

（令二条例四八・全改、令五条例一〇・一部改正）

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|--|
| 知事 | 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 二 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であって規則で定めるもの |
| | 三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 四 生活に困窮する外国人に対する保護のための措置に関する事務であって規則で定めるもの | ア 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>オ 生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金、進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>カ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉</p> |
|--|--|--|

| | | |
|-------|--|--|
| | | <p>手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>ク 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>ケ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>コ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律百十七号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| 教育委員会 | <p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため</p> | <p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | 必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの | |
| 二 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの |
| 三 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であって教育委員会規則で定めるもの |
| 四 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの |
| 五 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる奨学給付金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの |

附 則（平成二七年条例第一一三号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第六七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年五月三〇日）

附 則（平成二九年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第五号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和六年五月二七日）